

U d a C i t y

第3部 基本計画

第3章

安全・安心でうるおいの ある定住のまち

1. 定住拠点の構築
2. 道路交通網の整備
3. 公共交通機関の充実
4. 上下水道の整備
5. 安全・安心な暮らしの実現
6. 情報通信基盤の整備

現状と課題

- 高齢化が進展するなか、住宅開発や公営住宅の建設の際には、バリアフリーへの配慮等、だれもが住みやすい住宅環境の整備が必要となっています。
- 本市の財産である自然と調和した魅力ある住環境を維持・発展させるため、無秩序な市街化を防ぎ、計画性の高い開発を推進していく必要があります。
- 土地利用については、名阪国道や近鉄大阪線による都市近郊性と豊かな自然環境を活かしながら、住宅や商工業地など各機能のバランスに配慮した複合的な地域振興の展開が必要です。

施策の方向

- 地域の健全な発展と秩序ある整備を図り、市街地、住宅地、商工業地、農山村などそれぞれの魅力を活かした計画的な土地利用を推進するため、都市計画の各種計画の策定や国土利用計画の見直しを必要に応じて進めます。
- 農用地では、生活環境の改善等の定住条件の整備、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備、遊休農地の有効利用、優良農用地の確保・保全・効率的利用、農山村と都市住民との交流の場の形成を図ります。
- 森林地では、都市近郊の立地条件を活かし、都市住民との交流の場となる緑地空間としての利用を図るとともに、木材生産・水源かん養機能の維持・向上に配慮した多面的な森林整備を図ります。
- 大阪と名古屋を直結する名阪国道小倉IC付近に予定されている県営工業団地等の開発計画の実現に向けて、関係機関に強力に働きかけるなど、将来に向けた雇用の場や財源の確保、定住人口の増加などを積極的に推進します。
- 新たな工業用地の調査研究と企業への積極的な広報活動を推進します。
- 公営住宅については、計画的な建替え等により、居住ニーズに応じた住宅供給に努めます。

主要施策

(1) 良好な住環境の形成

- 人々の集いの場となる市街地や地域の生活拠点の計画的・総合的な整備を図るため、必要に応じて用途地域の見直し、都市計画マスタープランの策定や見直しを図ります。
- 緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「緑の基本計画」の策定を進めます。また、災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地*の指定を行います。
- 老朽化した公営住宅については、耐震化やバリアフリー化など住宅再生計画の策定による計画的な建替え等を行い、高齢者や障害者など、あらゆる人が住みやすい住宅供給に努めます。
- 大宇陀区や榛原区などに点在する昔の面影を残す建物や史跡等がみられる歴史的市街地においては、歴史的景観に配慮しながら、住民の協働・参画のなかで、街並みの保全・整備に努めます。

(2) 定住環境の整備

- 市街地の活性化を図るため、都市計画道路、市街地整備事業など都市計画事業を推進します。特に近鉄榛原駅周辺の整備を図り、まちの玄関として、また交流拠点としての機能充実を図ります。
- まちづくり交付金事業を活用し、中心市街地の活性化のため、商店街の街路灯の付け替え補助事業、歴史的建造物の活用調査、観光案内板の設置、地域コミュニティの活性化（地域交流センター建設や地区内の活性化に向けた社会活動、各種ソフト事業の支援）を推進します。
- 市街化区域などにおいては、道路・下水道・公園等の都市基盤の整備とあわせて、良好な市街地環境の整備・誘導を図ります。
- 市街化調整区域における定住促進対策の一つとして、都市計画法第34条第8号の3に規定される「50戸連たん制度の区域指定」*について検討を図ります。
- 豊かな自然環境を活かした快適な住宅環境の整備や、空き家などを活かした住宅情報の提供など定住促進のための支援等について、導入検討を図ります。

●**生産緑地**…市街化区域内にある土地で、環境保全などの目的で生産緑地法により指定される農地等のこと。

●**50戸連たん制度**…市街化区域に隣接し、または近接し、かつ自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、概ね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県条例で定めるものに該当しないもの。

現状と課題

- 本市の広域的な幹線道路については、国道165号線、国道166号線、国道369号線、国道370号線があり、交通の結び目としての機能の充実を促進し、市民の利便性の向上や広域的な観光をはじめとする産業の活性化につなげられるよう整備の充実を促進していくことが必要です。
- 一般県道及び市道、農道などの生活道路については、安全性、利便性の向上が求められており、継続的な改良が必要となっています。
- 市街地を中心に狭小な幅員の箇所が多く、幹線が交わる付近においては通過交通により渋滞の発生がみられます。安全で快適な環境づくりに向けて、歩行者や自転車通行者へ配慮した歩道・自転車道の整備も必要です。

施策の方向

- 本市のバランスのある発展と、地域内外の交流を高めていくため、国道や県道の改良整備を促進するとともに、都市計画道路や主要な市道の整備等を進め、利便性の高いネットワークを構築します。
- 主な路線で、交通安全施設や歩道の整備及びバリアフリー化を進めるとともに、良好な道路景観の美化を図るなど、快適で安全に移動できる魅力ある道路環境の創出に努めます。

主要施策

(1) 幹線道路の整備

- 市街地の鉄道による分断を解消し、交通混雑緩和のため、国道369号線「榛原バイパス」を活用するとともに、近鉄榛原駅の市街地を南北に連絡する道路の整備を検討します。また、さらなる市内幹線道路との利便性を図るため、「榛原バイパス」の延伸計画を関係機関と検討します。
- 効率的な道路網の整備を図るため、市道整備を計画的に推進します。
- 大阪府・三重県との交流を深め、名阪国道の利用を促進するため、アクセス道路等の整備促進を図り、観光振興、地域産業の活性化のための交通ネットワークの充実を促進します。
- 広域圏と結ばれる幹線道路である国道165号線、国道166号線ならびに国道369号線、国道370号線の改良・整備について、国や県に要望を行います。
- 市が管理する既設の橋梁について、必要に応じて点検修理に努めます。

(2) 生活道路の整備

- 地域の生活道路としての県道ならびに市道、農道は、市街地や幹線道路整備との連携、緊急度・優先度を考慮した計画的な整備を図りながら、生活の利便性の向上に努めます。
- 市街地の骨格となる都市計画道路の整備を進めるとともに、計画的な道路網の整備に応じて都市計画道路の見直しを図ります。
- 近鉄榛原駅北口広場へのアクセス強化と駅南口駅前広場の交通渋滞の緩和を図るため、国のまちづくり交付金事業を活用し、都市計画道路東町西峠線の整備を行います。また、道路整備にあわせて、沿道スペース地にポケットパークを設置し、歩行空間の整備を行い、交流の場としての活用を図ります。
- 道路の舗装、側溝整備、落石事故を防ぐ防護柵の設置、待避所等の改良、カーブミラー、ガードレールの設置等、安全性・利便性の向上を推進します。
- 道路標識や案内板等の整備に努めます。



女寄バイパス開通



道路改良工事

現状と課題

- 公共交通機関は、市民生活の利便性向上のため、また、観光客の来訪とまちとの交流手段としても重要なものであり、本市では現在、鉄道とバスが運行されています。
- 鉄道については、近鉄大阪線榛原駅・室生口大野駅・三本松駅があり、通勤・通学での利用など重要な役割を果たしており、なかでも近鉄榛原駅は特急停車駅として市民や観光客に利用されています。しかし、人口減少時代に入った現在、乗降客数が減少傾向にあり、今後は定住促進や交流施策による乗降客数の増加を図る必要があります。
- バスについては、今後も自家用車の普及や不採算路線の休廃止の自由化が進むことが予想され、利用者が減少する傾向にあります。近鉄大阪線榛原駅への路線を除き、廃止される路線もでており、他の交通機関との連携も含めた公共交通ネットワークの形成が求められます。
- 車社会の一層の進行により、交通事故の危険が高まっています。また、道路交通を取り巻く環境が複雑化しているなかで、安全な施設整備、飲酒運転の撲滅や運転中の携帯電話の使用を禁止するなど、市民一人ひとりの運転意識の向上をより一層推進していく必要があります。

■ 近鉄電車1日乗降客数(隔年11月実施、定期含む)

(単位：人)

駅別	年度	乗車	降車	乗降人員
榛原	H12	7,390	7,300	14,690
	H15	6,511	6,416	12,927
	H17	6,477	6,520	12,997
室生口大野	H12	1,043	1,622	2,665
	H15	952	1,385	2,337
	H17	796	1,073	1,869
三本松	H12	165	264	429
	H15	131	203	334
	H17	119	200	319
大和八木	H15			38,186
	H17			37,189
桜井	H15			19,074
	H17			18,637
名張	H15			17,062
	H17			16,669

資料：近畿日本鉄道(株)企画統括部調べ

■ 奈良交通バス乗降客数（平日1日当たり、定期含む）

（単位：人）

		平成16年度			平成17年度			平成18年度		
		乗車	降車	乗降人員	乗車	降車	乗降人員	乗車	降車	乗降人員
榛原 （駅北）	針インター 山辺高校	90	92	182	121	101	222	134	125	259
	与喜浦	1		1	1		1	1		1
榛原	大又	67	66	133	50	53	103	38	27	65
	杉谷	21	17	38	18	17	35	9	18	27
	新子	—	—	0	—	—	0	23	22	45
	曾爾村役場前 上内牧	81	80	161	78	58	136	61	54	115
	菟田野町	140	104	244	134	101	235	128	97	225
	岩端	9	12	21	8	10	18	4	10	14
	大宇陀	412	374	786	398	335	733	415	362	777
	天満台東3丁目	670	680	1,350	568	489	1,057	560	462	1,022
	山辺東	20	20	40	21	32	53	11	11	22
室生口大野	2	3	5	3	3	6			0	
室生口 大野	上田口弁天 辰夫橋 血原橋 室生寺前	105	102	207	65	94	159	79	85	164
	下笠間 外の橋 染田	80	73	153	46	42	88	70	59	129

※乗降人員は、近鉄榛原駅及び室生口大野駅のみ

資料：奈良交通（株）

施策の方向

- 通学、通勤圏の拡大や観光振興を図るため、主要駅の利便性の向上を図るとともに、周辺整備の際には、高齢者や障害者などすべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる整備に努めます。
- 鉄道が利用しやすい環境づくりを進めるため、駅前広場や駐車場等の整備を図り、鉄道・バス・自動車相互の連携強化を図ります。
- 交通事故・違反のない安全なまちをめざし、子どもから高齢者まで交通安全教育を推進し、市民の交通安全意識の向上を図るとともに、交通事故の未然防止のため、安全に通行できる交通安全施設の整備を推進します。

主要施策

(1) 近鉄大阪線の利便性の向上

- 交通事業者との連携のもと、近鉄榛原駅・室生口大野駅・三本松駅のバリアフリー化などの利便性の向上と駐車場の確保などの周辺整備に努めます。
- 鉄道とバスなど相互の連携のとれた公共交通ネットワークの形成を促進します。

(2) バス利用の促進

- 市民ニーズを的確に把握し、路線バスの運行の維持を働きかけるとともに、市民に対するバス利用の促進を図ります。
- 市民生活の利便性向上のみならず、商業や観光振興、環境保護などの観点からのバスの利用を促進します。
- 公共交通サービスについては、交通事業者にネットワークの見直しや現行のバスルート・サービスの維持を働きかけるとともに、バスの退出対象路線については、市営有償バスへの運行移行や、市民のニーズに対応したデマンド交通（乗り合い送迎システム）の検討を行います。また、持続可能な公共交通サービス体制の確立をめざし、必要に応じて運行体制の見直しを行います。

(3) 交通安全意識の高揚

- 警察署、交通安全協会など関係機関と連携し、交通安全教室、街頭指導などを実施し、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるなど、市民の交通安全意識の高揚に努めます。

(4) 交通安全施設の整備

- 交通の安全と円滑化、交通公害の防止等をめざし、関係機関と連携・協力して、市内交通ネットワークの充実を図るとともに、子ども、高齢者、障害者などの交通弱者に優しい道づくりのため、交通安全施設の整備・改善の推進に努めます。



市営有償バス

現状と課題

- 水道は生活環境の向上と改善を図り、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない社会基盤です。本市ではこれまで水道未普及地域の解消に向け、上水道事業及び簡易水道事業の普及を積極的に推進してきました。しかし、生活様式の多様化や水質に影響を及ぼす環境の変化などにより、市民の水需要は今後も高まると考えられます。
- 下水道については、平成18年度末における下水道の整備率は85.0%、普及率は55.8%、水洗化率は85.8%となっており、今後もより一層の生活環境の整備及び下水道処理区域内の水洗化を促進する必要があります。
- 宇陀川流域下水道施設が、平成28年4月に奈良県から本市へ移管されます。今後は、維持管理等について、関係機関と協議・検討する必要があります。
- 上下水道については、市民生活を支えるライフラインであるため、今後とも日常の利便性の確保とあわせ、災害に強く、安心して利用できる施設、設備の整備・拡充を進めていく必要があります。

施策の方向

- 平成19年7月の市水道局舎増築により、遠隔監視装置を移設し一元管理することで、さらに安定した水道の供給を行います。
- 快適な定住環境づくりを進めるために、今後も水道未普及地域の解消、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を図り、生活環境施設の充実に努めます。
- 将来の水需要や災害に対応し、安全な水を安定して供給するため、水道施設の整備及び維持管理に努めます。
- 飲料水、農業用水の水質保全や河川等の自然環境の保全、快適な生活環境を形成するため、公共下水道事業など、地域の実情に応じた下水処理施設の整備を計画的に進めるとともに、河川と下水道とが体系化された総合的な雨水排水施設の整備を推進します。
- 近年の気候変動による集中豪雨により、市街地での浸水被害が想定されることから、浸水対策計画など下水道事業（雨水）としての雨水対策の検討に努めます。

主要施策

(1) 安定給水の確保

- 水道の未普及地域の整備は、将来の水需要にあわせて計画的に行います。
- 地震や災害に対応するため、水道施設の耐震化に努めます。
- 老朽化がみられる水道施設については、計画的な更新に努めます。

(2) 安全な水道水の供給

- 水資源の有効的な利用に向け、管理体制の充実と既存施設の整備を図ります。
- 浄水施設などの計画的な更新に努め、維持管理費の節減と安全性の向上を図ります。

(3) 下水道整備事業の推進

- 土地利用状況や人口の動向など地域の実情に応じて、公共下水道事業などの下水処理施設の整備を計画的に促進します。
- 市街化区域及び下水道事業認可計画区域外を対象に、合併処理浄化槽設置整備事業により整備を行います。
- 河川と下水道等とが体系化された総合的な雨水排水施設の整備を推進します。

(4) 下水道等の普及・啓発

- 未整備区域における計画的な整備推進に努め、処理区域を拡大し、普及率の向上を図ります。
- 公共下水道などの効率的な管理運営を推進します。
- 生活環境の改善と生活排水の処理に対して、市民意識の高揚のため、啓発活動に努めます。



水道局舎増築



下水道管埋設工事

現状と課題

- 近年多様化する地震や洪水等の災害から市民の生命と財産を守り、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割であり、さまざまな危機管理体制の充実が求められています。
- 火災の発生件数については、平成16年から平成17年にかけて横ばいで推移していましたが、平成18年には大幅に減少しており、建物火災、林野火災とも前年と比べて減少しています。しかし、火災における主な出火原因は枯草焼却、たばこの不始末など身近なところからの出火が考えられ、今後市民一人ひとりの意識啓発が必要になっています。
- 救急の出動件数は、平成16年から平成17年に減少しましたが、平成18年には再び増加しています。内訳として、急病による出動が増加傾向にある一方で、交通事故ならびに一般負傷の出動件数は減少傾向にあります。
- 犯罪については、全国的に低年齢化や凶悪犯罪化が進んでおり、被害者についても子どもや高齢者等が増えるなか、悪質商法や詐欺などに関する被害が増加しており、大きな消費者問題となっています。
- 近年では、食品の安全が社会問題の一つとなっており、関係機関と連携した情報収集と提供に努め、市民の安全で安心な暮らしを守る必要があります。
- 救急体制については、増加する救急の受け入れに十分対応できるよう、地域医療との連携改善や、市立病院を中心とした総合的な医療体制を確立するとともに、市民への応急手当に関する知識の普及啓発に努めることが不可欠となっています。
- 救命処置を素早く行えるよう、主な公共施設にAED（自動体外式除細動器）*を設置するとともに、救命講習会の普及・実施に努めています。

■ 宇陀警察署管内の刑法犯認知件数・検挙件数

（単位：件、人）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
認知件数	516	644	552	426	359	275
検挙件数	139	176	199	190	347	162
検挙人員	65	61	97	91	97	97

資料：総務課

- **AED（自動体外式除細動器）** …… 突然の心臓停止は、心臓が細かく震える「心室細動」の場合が多く、この場合にはできるだけ早く心臓に電気ショックを与えることが有効であり、この電気ショックを与える装置のことをいう。心肺蘇生法（心臓マッサージや人工呼吸）で蘇生しない場合に、この装置を使用するとより効果的である。

■ 火災の発生件数の状況

(単位：件)

	平成16年	平成17年	平成18年
火災発生件数	21	21	13
建物火災	8	9	6
林野火災	3	5	1
車両火災	3	1	3
その他火災	7	6	3

資料：総務課

■ 救急の出動件数の状況

(単位：件)

	平成16年	平成17年	平成18年
出動件数	1,823	1,791	1,813
急病	1,027	1,077	1,135
交通事故	193	177	171
一般負傷	335	302	301
その他事由	268	235	206

※「その他事由」とは、「労働災害」「自損行為」「加害」「運動競技」「水難」「自然災害」「火災」「転院搬送」「その他」を含む

資料：総務課

施策の方向

- 市民の安全な暮らしを確保していくため、急傾斜地や河川等の危険箇所について、治山・治水事業による計画的な改修・整備に努めます。
- 災害時における円滑な避難・防災活動が行えるよう、「地域防災計画」に基づき、防災拠点施設や情報通信システム等の整備、さらには消防組織との連携による地域の自主防災組織・体制の充実を図ります。
- 犯罪の多様化傾向に対して、地域と警察等が連携しつつ、地域防犯体制・活動の充実や防犯意識の高揚に努めます。
- 発生する可能性が高いといわれている東南海・南海地震、台風や集中豪雨等の風水害などに対して、防災基盤の整備・充実を図るとともに、地域や関係機関、行政が一体となった防災体制の確立を推進します。
- 地域の消防力・防犯力・救助救急体制の強化を図るため、消防団の活性化や地域の防犯活動の充実を推進するとともに、市民一人ひとりの防火意識・防犯意識・救助意識の高揚を図ります。
- 食品の安全性を確保するため、生産者に責任と自覚を持った管理を促進するとともに、消費者に向けた情報提供の充実を図ります。

主要施策

(1) 消防体制の強化

- 実践的な訓練や研修を実施し、消防体制の強化に努めます。
- 消防車両や資機材、消防施設の整備・充実に努めます。
- 日常での火災防止や初期消火の重要性などの防火意識の高揚を図ります。

(2) 防災体制の確立

- 地震や風水害などの災害対策の基本となる「地域防災計画」や「防災マップ」、[※]「ハザードマップ」*[※]について、見直しや作成を行い、地域防災力の向上に努めます。
- 災害時の避難所や救助活動の重要な拠点となる、公共施設などの耐震化に努めます。
- デジタル時代に対応した防災情報ネットワークの高度化に努めます。
- 大規模災害が発生した場合に備え、県・他市町村・防災関係機関等と連携し、広域的な防災体制の整備を推進します。
- 本市は大半が山間部であるため、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所などの土砂災害に対し、危険区域・危険箇所の調査及び地すべり対策を推進します。
- 「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に、自治会など市民が協力して自主防災組織の立ち上げを推進し、地域力の向上をめざします。
- 災害ボランティアの受入れや被災地への派遣、若者を中心としたボランティアのための講習会を開催するなど、若者を取り込んだ防災体制を検討します。

(3) 防犯体制の強化

- 市内の小学校及び中学校の児童、生徒及び学校職員に対して、通学途中の犯罪から守り、安全を確保するため、防犯ブザーを貸与します。
- 地域住民が連携して行う自主防犯活動への取り組みを支援するなど、地域力の向上を図ります。
- 危険箇所の調査を行うとともに、防犯灯、街路灯等を設置し、安全な地域環境の整備を推進します。
- 講習会の開催やパンフレット・広報誌・ホームページ等による情報の提供など、防犯意識の高揚を図ります。

(4) 消費者保護の強化

- 奈良県など関係機関との連携による情報収集、各種講習会等の周知など、消費者知識の普及と消費者問題の監視体制の強化に努めます。
- 安全な食生活のため、消費者への情報提供に努めます。

●ハザードマップ…災害の危険度を地図に表したものの。地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時での避難や危険回避などの自主的な行動を支援することを目的に作成されたもの。

現状と課題

- 日常生活のなかで、テレビや携帯電話、インターネット等の情報通信手段は欠かせないものになっており、これらを利用するための情報通信基盤の整備は市民生活に必要不可欠なものとなっています。
- 現在の地上アナログ放送は、平成23年（2011年）7月に停止される予定であることから、地上デジタル放送への移行に向けた対応が必要です。
- 高速インターネットの接続サービスについては、利用者の増加だけでなく、今後利用者のデータ通信量の拡大が予想されるなか、各自治区内でも中心部と山間部では接続サービスにおいて地域格差が生じています。
- 地上デジタル放送の開始に伴う共聴施設等のデジタル化対応と、高速インターネット接続の地域間格差の解消手段として、CATV、いわゆるケーブルテレビ施設の整備が必要です。

施策の方向

- さまざまな情報の活用と交流促進による活性化をめざし、テレビ・ラジオ・携帯電話等の通信不良地域の解消を図ります。
- 光ファイバーケーブル*・ケーブルテレビ**等の高度情報通信基盤の整備や、学校、図書館、市役所等の公共施設を結ぶ地域イントラネット等の整備を図ります。
- 行政関連情報のデータベース化と共有について、個人情報のセキュリティー対策に十分留意し、インターネット等の高度情報通信ネットワークを通じて、さまざまな行政・生活情報サービスの充実や、観光特産品情報などを発信します。
- 平成23年（2011年）7月に完全移行される地上デジタル放送の難視聴対策を推進します。

●光ファイバーケーブル…光信号による通信を行うためのケーブルのこと。

●ケーブルテレビ…各家庭がアンテナで電波を受信するのではなく、ケーブルテレビ局で電波を受信し、ケーブルを通じて家庭まで映像を届けるシステム。

主要施策

(1) 情報通信基盤の整備

- 地上デジタルテレビ放送の難視聴対策を推進します。
- FTTH（エフティーティーエイチ）*方式によるCATV（ケーブルテレビ）網の整備を行い、行政情報や災害情報などの広報・広聴業務を行うとともに、地域生活に密着した自主番組の制作など、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 通信業者と連携し、携帯電話不感地域の解消を推進します。
- 超高速ブロードバンド*サービスの普及を図り、インターネット環境の地域間格差の解消を推進します。
- 情報弱者や災害時要援護者といわれる高齢者や障害者にも、災害時での情報伝達等が可能となるような工夫に努めます。



ケーブルテレビの工事



ケーブルテレビセンター設備

-
- FTTH（エフティーティーエイチ）…光ケーブルを一般個人宅へ直接引き込む、光通信の網構成方式。
 - 超高速ブロードバンド…広域帯に超高速・大容量の通信データを送れる通信環境のこと。

